

# 事業用自動車等連絡書

この書類は、道路運送法、貨物運送取扱事業法又は貨物自動車運送事業法による自動車運送事業、第二種利用運送事業の免許、許可、事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自動車の代替であることを確認したことを証するものである。

発行番号： 第 号  
 発行日： 年 月 日  
 有効期限：発行日から1ヶ月間

(提出者名及び連絡先 )

事業等の種別	旅客〔乗合・貸切・ハイヤー・タクシー・特定・無償〕 貨物〔一般・特定・軽・霊柩・第二種利用〕 その他〔レンタカー・( )〕		
使用者の名称 (事業者名)			所属営業所名
使用者の住所 (事業者の住所)			使用の本拠の位置 (営業所の位置)
使用・廃止の別	使用しようとする自動車		廃止(減車・抹消等)する自動車
自動車登録番号等 (車両番号)	※新自動車登録番号(車両番号)	※登録完了印・登録官印	旧自動車登録番号(車両番号)
	車台番号		※登録完了印・登録官印
	①自動車の年式… H 年 ②旅客自動車のみ… ( 自動車の乗車定員 人 自動車の長さ cm ②貨物自動車(軽を含む)のみ… 種別〔普通・小型・けん引・被けん引・特殊〕 最大積載量 kg	①自動車の年式… H 年 ②旅客自動車のみ… ( 自動車の乗車定員 人 自動車の長さ cm ②貨物自動車(軽を含む)のみ… 種別〔普通・小型・けん引・被けん引・特殊〕 最大積載量 kg	
事案発生理由	新規免許・新規許可・譲渡譲受・合併・相続・休止・廃止・取消し 事業計画の変更 増車・減車・代替抹消・代替充当(相手方車両の登録番号又は車台番号 ) 営配(旧使用本拠の位置 ) 他支局管内への移動( 広島 運輸支局 → 運輸支局 ) 使用者及び所有者の名称又は住所の変更(旧使用者名 ) (旧使用者住所 ) 使用の本拠の位置のみ変更(旧使用本拠の位置 )		
備考欄	※		
確認印及び 担当官印  (輸送)	※確認印・担当官印	注) 1. ※印欄は記入しないでください。 2. 現有車両については、自動車検査証の写しをあわせて提出してください。 3. 左の「※確認印・担当官印」欄に押印がないものは登録等ができません。	
		発行元連絡先：広島運輸支局輸送担当 (TEL 082-233-9167)	
			※台帳照合印